

佐賀県訓令甲第11号

本 庁  
現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令  
(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第1条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(勤務する場所及び担当事務)			(勤務する場所及び担当事務)		
第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
略			略		
さが創生推進課	唐津市	略	さが創生推進課	唐津市、 <u>鹿島市</u>	略
略			略		

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第2条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべ	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべ	部長専決事務	課長専決事務

改正前				改正後			
		き事務				き事務	
略				略			
さが 創生 推進 課	自家用有償 旅客運送に 関する事務	略		さが 創生 推進 課	自家用有償 旅客運送に 関する事務	略	
				さが 創生 推進 課	<u>むしろこれ から鹿島・ 太良プロジ ェクトに関 する事務</u>		<u>むしろこれか ら鹿島・太良 プロジェクト に関する事務 を処理するこ と</u>
移住 支援 室	略			移住 支援 室	略		
略				略			
交通 政策 課	鉄道に係る 施策の企画 及び調整並 びに鉄道沿 線地域の振 興に関する 事務	略		交通 政策 課	鉄道に係る 施策の企画 及び調整並 びに鉄道沿 線地域の振 興に関する 事務（他課 の分掌する 事務に関す る部分を除 く。）	略	

改正前			改正後			
略			略			
まち づく り課	土地区画整 理に関する 事務	略	まち づく り課	土地区画整 理に関する 事務	略	
			まち づく り課	肥前鹿島駅 及びその周 辺地域の整 備に関する 事務		肥前鹿島駅及 びその周辺地 域の整備に関 する事務を処 理すること
まち づく り課	屋外広告物 に関する事 務	略	まち づく り課	屋外広告物 に関する事 務	略	
略			略			

附 則

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。